

昭和二十五年二月二十四日受領
答 弁 第 三 九 号

(質問の 三九)

内閣衆質第二八号

昭和二十五年二月二十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員土橋一吉君提出人事院規則一四―二による職員団体の登録に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員土橋一吉君提出人事院規則一四―二による職員団体の登録に関する質問に対する

答弁書

一 全通信従業員組合の登録申請書類は、人事院規則一四―二第三項第六号に規定する証明書類を備えている。

二 全通信労働組合中央執行委員長より、全通信従業員組合の代議員の資格についてなされた異議の申立については、目下調査中である。

三 職員団体に対しては、国家公務員法及び人事院規則に適合していると認められたものに限り登録し、しか
らざるものは登録しない。

右答弁する。